次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十四条の

青森県告示第六百九号

ぐ

青森県県税条例施行規則

|第一項前段の規定により告示する。

平成十九年八月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第二千八百二十一号

平成十九年 (月曜日)

右 採石業務管理者試験の施行 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生..... 遊漁規則の変更認可..... 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更....... 公 告 目 同...... 告 示 次 **税** 同 務 同 課 :

(水産振興課) ... : :

同民

県三

右 右

同

建設業者の許可の取消し.....

:

示

に改める。

五 施行の日 平成十九年八月二日

青森県告示第六百十一号

変更後

変更前 区分 株式会社角弘 名 称 小田桐 山岸 氏代 表 昌平 者 健藏 名の 青森市新町二丁目五の 事業所の所在地 一平 **小成** で 言 年変 月 日更

青森県告示第六百十号

とおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百二十九条第三項の規定により次の

平成十九年八月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

漁業権者の住所及び名称

弘前市大字外崎二丁目一番地一七 岩木川漁業協同組合

認可年月日 平成十九年八月二日

Ξ 漁業権の免許番号 内共第十四号

変更の内容

兀

期間の「四月一日から十二月三十一日まで」を「十月一日から五月三十一日まで」 日から十二月三十一日まで」に、かわやつめ漁業のたも網及びかぎかけについて、 業の竿釣及びたも網について、期間の「四月一日から九月三十日まで」を「一月 日から十二月三十一日まで」を「一月一日から十二月三十一日まで」に、かじか漁 第四条の表のこい漁業、ふな漁業、うぐい漁業の竿釣について、期間の「四月一

字外崎二丁目一番地一七」に改める。 第七条二項の遊漁料の納付場所「弘前市小沢字山崎一四八番地三」を「弘前市大

とおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百二十九条第三項の規定により次の

平成十九年八月二十日

青森県知事 三 村 申

吾

下北郡東通村大字蒲野沢字浜ノ平斉

本八藤

美 蔵

石持区域

小型定置漁業

武 栄

下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎!

漁業権者の住所及び名称

十和田市大字奥瀬字堰道一六番地一 田代内水面漁業協同組合

一 認可年月日 平成十九年八月二日

漁業権の免許番号の共第二十五号

四三

変更の内容

和田市大字奥瀬字堰道一六番地一」に改める。第五条二項の遊漁料の納付場所「十和田市大字三本木字矢神六四番地三」を「十

五 施行の日 平成十九年八月二日

青森県告示第六百十二号

の規定により公示する。 要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次

平成十九年八月二十日

青

森

県

報

青森県知事 三 村 申

吾

下北郡東通村大字岩屋字往来一四六の一	下北郡東通村大字尻屋字村中二九	下北郡東通村大字尻屋字村中一一 金子 光 男	発起人の住所及び氏名 (名称)
岩屋区域		另	 区 域
小型定置漁業	営漁業と小型電子では、	油船により 治船により かい かい かい で がい で で いっ で いっ で いっ で いっ で いっ で いっ で	区分

公

告

採石業務管理者試験の施行

和二十六年通商産業省令第六号) 第八条の七の規定により公告する。 平成十九年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則 (昭

平成十九年八月二十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

試験の期日及び場所

1 期日 平成十九年十月十二日 (金) 午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室 「八甲田」

| 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 岩石の採取に関する法令事項 (環境保全関係法令を含む。

2

生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ (脱水処理に伴って

受験願書の受付期間関する技術的な事項

Ξ

十一日付けの消印のあるものまで有効とする。) 平成十九年九月三日 (月) から同月二十一日 (金) まで (郵送の場合は、同月二

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

六 3 2 受験手数料 写真 履歴書 受験願書

五

提出書類

通

通

た正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 枚 (写真の大きさは手札形で、 受験願書提出前六月以内に撮影し

はならない。) 八千円 (青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。 消印して

その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。 (郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼

り付けたものを同封すること。) 受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年八月二十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社東日本不動産

代表者の氏名 秋元

主たる営業所の所在地 弘前市大字南大町一丁目一の

許可番号 青森県知事許可 (般 _ 四 第一六一〇四号

兀

五 取消年月日 平成十九年七月十三日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

成十八年四月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

IJ |確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成十九年八月二十日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

商号又は名称 プラスタークドウ

氏名 工藤 義昭

主たる営業所の所在地

黒石市桜木町四四の三

許可番号 青森県知事許可 (般 一四) 第二〇〇一一五号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成十九年七月十三日

取消しに係る建設業の許可

般建設業の許可 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、水道施設工事業に係る一

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年八月二十日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

商号又は名称

有限会社笹山鉄工建設

= 代表者の氏名 笹山 秀男

主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字横沢山一の一九三

許可番号 青森県知事許可 (般 一四) 第一四六八七号

兀 Ξ

五 取消年月日 平成十九年七月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

七

取消しの原因となった事実 管工事業に係る一般建設業の許可

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)